

議案第46号

日野町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

日野町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年9月7日提出

日野町長 景山享弘

日野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

公営住宅法の改正が行われたので、それに伴い所定の改正を行うものである。

2 改正内容

法改正による引用ずれに関し所定の改正を行う

3 附則

公布の日から施行

日野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 日野町営住宅設置及び管理に関する条例(平成9年日野町条例第37号)を次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 町長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 町長は、次に掲げる事由の全てに該当するときは、前項の承認をすることができる。</p> <p>(1) 公営住宅法施行規則第11条第1項各号のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第13条 町営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該町営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第12条で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は公営住宅法施行規則第7条に規定す</p>	<p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 町長は、第1項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 町長は、次に掲げる事由の全てに該当するときは、前項の承認をすることができる。</p> <p>(1) 公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第10条第1項各号のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第13条 町営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該町営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は公営住宅法施行規則第8条に規定す</p>

る方法によるものとする。

3及び4 略

(町営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第39条 町長は、前条の申出により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)

第40条 町長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

る方法によるものとする。

3及び4 略

(町営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第39条 町長は、前条の申出により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)

第40条 町長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

附 則

この条例は公布の日から施行する。